

除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会報告書の概要

1 被ばく線量管理の対象及び被ばく測定線量管理の方法について

- (1) 除染実施区域内 ($0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える地域) における (a) 土壌等の除染等の業務、(b) 汚染廃棄物又は除去土壌 (セシウムの濃度が $10,000\text{Bq}$ を超えるもの) の収集、運搬、保管、処分の業務 (以下「除染処理業務」という。) の事業者は、労働者の線量を次により測定する。

① 作業場所が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の区域

外部被ばく：個人線量計による測定

内部被ばく：作業内容及び取り扱う土壌等の放射性物質の濃度等に応じて測定

	高濃度土壌等 (50 万 Bq/kg 超)	高濃度土壌等以外
高濃度粉じん作業 (10mg/m^3 超)	3 月に 1 回内部被ばく測定	スクリーニング
上記以外の作業	スクリーニング	スクリーニング※

※ 突発的に高い粉じんが発生した場合に限る。

② 作業場所が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 超の区域

外部被ばく：個人線量計による測定が望ましいが、代表者測定等でも差し支えない

- (2) 除染処理業務以外の事業者は、作業場所が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 超の区域においてのみ、かつ、年間数十回 (日) (年間 1mSv を十分に下回る) の範囲内で除染処理業務に労働者を就かせる。

自営業者、住民、ボランティアについても同様とすることが望ましい。

- (3) 労働者の被ばく線量限度は、5 年間で 100mSv 、かつ、1 年間で 50mSv とする。

(医学的に妊娠可能な女性は、3 月間で 5mSv 、また、妊娠中の女性は、内部被ばくによる実効線量が 1mSv 、腹部表面に受ける等価線量が 2mSv を上限とする。)

- (4) 線量の測定結果は、記録し、30 年間保存 (5 年間保存した後は、指定機関に引き渡し可) するほか、労働者に通知する。

2 被ばく低減のための措置

- (1) 除染処理業務を行うときは、あらかじめ、当該作業場所について事前調査を行う。
- (2) 除染処理業務を行うときは、あらかじめ、作業計画を策定する。
- (3) 除染処理業務を行うときは、当該作業の指揮をする者を定め、作業を指揮させる。
- (4) 作業場所が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の区域で除染処理業務を行うときは、あらかじめ、「除染作業着手届」を所轄の労働基準監督署長に提出する。

3 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置

- (1) 除染処理業務の事業者は、汚染拡大防止のため、高濃度の粉じんが発生するおそれのある作業を行うときは、土壌等を湿潤化する等粉じんの発生を抑制する措置を講ずる。

また、除去された土壌等を収集・運搬等する場合には専用の容器を用い、保管する場合には飛散・流出しないよう必要な措置等を講ずること。

- (2) 除染処理業務の事業者は、作業者による汚染拡大防止のため、作業場所の近辺に汚染検査所を設け、労働者の退去時に汚染の状態を検査する。この時、身体汚染が認められた場合には洗身等を行い、また装具汚染が認められた場合には取り外す。また、持ち出し物品の汚染が認められた場合には、原則として持ち出しはならない。
- (3) 除染処理業務の事業者は、身体・内部汚染の防止のため、有効な呼吸用保護具、及び、有効な保護衣類等を労働者に使用させる。

(防じんマスク)

	高濃度土壌等 (50 万 Bq/kg 超)	高濃度土壌等以外
高濃度粉じん作業 (10mg/m ³ 超)	捕集効率 95%以上	捕集効率 80%以上
上記以外の作業	捕集効率 80%以上	捕集効率 80%以上※

※ 鉱物性粉じんが発生しない作業の場合は、サージカルマスクで可。

(保護衣類等)

	高濃度土壌等 (50 万 Bq/kg 超)	高濃度土壌等以外
高濃度粉じん作業 (10mg/m ³ 超)	長袖の衣類の上に全身化学防護服、ゴム手袋、ゴム長靴	長袖の衣類、綿手袋、ゴム長靴
上記以外の作業	長袖の衣類、ゴム手袋、ゴム長靴	長袖の衣類、綿手袋、ゴム長靴

- (4) 汚染された土壌等を吸入摂取、経口摂取するおそれのある作業場所で、労働者が喫煙・飲食することを禁止する。

4 労働者教育

- (1) 除染処理業務の事業者は、作業指揮者に対して教育を行う。
- (2) 除染処理業務の事業者は、労働者に対して、次の区分別に特別の教育を行う。
- ア 土壌等の除染等の作業
- イ 除去土壌の収集、運搬又は処分の作業
- ウ 廃棄物の処理の作業
- (3) 除染処理業務以外の事業者は、作業場所が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 超の区域において自らの事業場における土壌等の除染等の作業や廃棄物の処理等の作業に労働者を就かせるときは、電離放射線の生態に与える影響及び被ばく線量管理の方法に関する知識等のうち必要な項目について教育を実施することが望ましい。
- また、自営業者、ボランティア等雇用されていない者に対しても同様とすることが望ましい。
- (4) 除染等作業の発注者は、教育を受けた作業指揮者と労働者が十分な人数雇用されていることを確認した上で発注することが望ましい。

5 健康管理のための措置

- (1) 除染処理業務の事業者は、除染等業務に常時従事する労働者に対し、雇入時、当該業務に配置換え時、及びその後6月に1回、定期的に、健康診断を実施する。(医師が必要と認めない場合又は年間被ばく線量5mSvを超えない場合には、被ばく歴の調査以外の項目を省略することができる。)
- (2) 除染処理業務の事業者は、健康診断の結果に基づき個人票を作成し30年間保存(5年間保存した後は、指定機関に引き渡し可)する。